

公益目的事業とは

次のA及びBの**両方**の要件を満たすことが必要

A: 学術、技芸、慈善その他の公益に関する22種類の事業に該当

学術、科学振興	文化、芸術振興	公衆衛生の向上	高齢者福祉の増進
不当差別の防止等	犯罪防止、治安維持	事故や災害の防止	勤労者の福祉向上
国政の健全な運営確保	国土の利用、開発、保全	青少年等の健全育成	地域社会の健全な発展
男女共同参画社会の形成推進	勤労意欲のある人への就労支援	公正、自由な経済活動の機会確保	地球環境保全、自然環境保護
一般消費者の利益の擁護、増進	教育、スポーツを通じて国民の心身の健全発達に寄与	国際相互理解の促進、開発途上国への国際協力	物資、エネルギーの安定供給の確保
障害者、生活困窮者、事故・災害・犯罪の被害者の支援		思想、良心の自由、信教の自由、表現の自由の尊重や擁護	

B: 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業であること。

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になっていないかどうかの観点から検討